

中小企業経営強化税制・固定資産税の特例に係る「生産性向上設備証明書」の発行について

(一社)日本検査機器工業会

注) [青色下線部](#) はクリックで別資料にリンクします。**0. 生産性向上特別措置法の施行に伴う改訂 (Ver.04、Ver.05)**

- (1) 平成30年6月6日付けで生産性向上特別措置法が施行されましたが、これに伴い本紙対象の「中小企業経営強化税制」に係る生産性向上設備証明書の発行申請フォーム等が変更されましたので、本紙の内容を Ver.04 として改訂します。発行申請フォームは両方の税制で共用するものになります。
- (2) 生産性向上特別措置法に関連する証明書の発行については、当工業会ホームページに掲載しております「生産性向上特別措置法、証明書の発行はこちらから」を参照願います。
- (3) 経営力向上計画に係る固定資産税の特例措置は [平成31年3月31日をもって終了](#) しましたので、これに関連する箇所を取り消し線で削除しました。その他は2021年3月末まで延長されました。(Ver.05)

I. はじめに ※以降は Ver.04 に関わるもの以外は Ver.03 以前と同じです。

中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しする中小企業投資促進税制と固定資産税の特例が平成29年3月15日に改組され、中小企業経営強化税制・~~固定資産税の特例~~(以下、本税制)となりました。これにより、経営力向上設備等の対象が「器具・備品」「工具」等に拡大されたため、当工業会も対象設備について証明書(中小企業強化税制、~~固定資産税の特例~~に共通です)を発行いたします。

証明書の発行をご希望の方は、II項以降の内容・手順に準じてお申込みください。

※参考資料の参照先 (①～⑦は中小企業庁の資料です。Ver.02: リンク先資料を更新しました。)

- ④ [関連資料の抜粋と注釈](#) (JIMA 編集、最初にご確認ください)
- ① [中小・小規模事業者関係 税制改正について](#)
- ② [工業会等による証明書について](#)
- ③ [工業会証明書の取得の手引き](#)
- ④ [経営力向上設備の取得時期について](#)
- ⑤ [中小企業経営強化税制・~~固定資産税特例~~に関する Q&A 集](#)
- ⑥ [経営力向上計画策定の手引き](#)
- ⑦ [対象資産区分及び対応工業会リスト](#)

II. 証明書の発行条件

当工業会が証明書を発行する設備は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で「**器具・備品**」の「**試験・測定機器**」に分類される「**いわゆる非破壊検査機器**」と関連する「**工具**」で、必要な条件を満たしている場合に中小企業等経営強化法の経営力向上設備に係る生産性向上要件証明書(以下、**生産性向上設備証明書**、または**証明書**)を発行いたします。

(1) 対象設備の位置付け

経営力向上設備	┌	生産性向上設備(A類型) - 「 <u>器具・備品</u> 」 - 「 <u>試験・測定機器</u> 」、「 <u>工具</u> 」
		※対象の工業会に申請 ※当工業会の対象設備: 非破壊検査機器
	└	収益力強化設備(B類型) - 経産省経済産業局へ申請

(2) 対象設備の条件

設備の取得年度(1～12月、2017年は4月～)を基準とし、次の表1の条件を満たすことが必要です。

表1 取得設備の条件

設備の種類	用途又は細目	取得価格	販売開始時期
器具・備品	非破壊検査機器(例:表2)	30万円以上	6年以内
工具	上記機器に関する、測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
生産性向上	生産性向上指標が前モデルと比較して年平均1%以上向上していること		

(3) 設備取得の手続き (詳細は、前記※参考資料の参照先の①、③、④をご確認ください)

- ① 工業会による証明書や、経済産業局による投資利益率に関する確認書を取得します。
- ② 当該設備を利用し生産性を上げるための [経営力向上計画認定申請書](#) を事業分野の担当省庁に提出し、経営計画の認定を受けます。①の書類(写し)はこの申請書の付属資料となります。
- ③ 認定を受けた計画に基づき、当該設備を取得します。

(4) 証明書の発行申請の手続きについては [III. 対象設備](#) (リンク資料 2/4 頁～) を参照してください。